

第6回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和3年5月20日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで

開催場所 長野県松本合同庁舎203号会議室

出席者

- 【委員】 神戸会長、伊佐治委員、瀬畑委員、三好委員、依田委員
【事務局】 （総務部情報公開・法務課）重野課長、山田企画幹ほか4名
（教育委員会事務局文化財・生涯学習課）小林課長補佐

1 開会

2 会議事項

(1) 歴史公文書について

（神戸会長）

次第の2(1)の歴史公文書について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（第1回審議会の質問事項について回答）

《県立歴史館への移管率について》

- ◇ 不用とされた公文書の移管に当たっては、事前に協議を受けており、この協議は、4段階ある文書分類の下に定められた「書名」のリストで行われ、「書名」ごとに移管としかどうかの判断を行っている。
- ◇ 「書名」と実際の簿冊（綴り）は1対1で対応しておらず、不用決定された簿冊数を把握できないため、簿冊単位での移管率は不明である。
- ◇ 協議があった「書名」のうち移管とした「書名」の割合については、令和2年度が約20%である。

《県立歴史館における目録公開までの期間》

- ◇ 移管文書が県立歴史館に搬入されるのが随時であるため、目録公開までの期間を明示することは困難である。
- ◇ 県立歴史館では、公文書の搬入後、燻蒸、クリップ等の除去、内容確認、非公開情報の確認・袋掛け、目録作成等を行っており、搬入のタイミングにもよるが年間500冊程度の整理量となっている。

(資料1-1から1-3に沿って説明)

- ◇ 条例から知事規則へ委任された歴史公文書の定義・基準について、資料1-1(2)のとおり提案する。
- ◇ 各号の解釈(文書の例)については資料1-2のとおり。
- ◇ 歴史公文書の定義について、国・他県の状況は資料1-3のとおり。
- ◇ 各県は、資料1-3の「その他」に掲げる項目を規定しているが、滋賀県、高知県、三重県の3県は、本項目が具体的にどのような文書を想定しているか明示していない。一方、熊本県は、熊本地震への対応、白紙撤回になった川辺川ダムの計画など、歴史的に重要な政策に関する文書を包括的に移管するための手段として本項目を用いているが、同様のことを国は本項目を置かずに行っているため、本項目を必要とする積極的理由・根拠が見出しづらい。
- ◇ 歴史公文書の定義の「組織等」「権利義務」「環境」「歴史文化」を補完する目的で「その他」を置くとすれば、滋賀県、高知県、三重県のような定め方になるが、本県が規則で定めようとしているのは「歴史公文書とは何か」ではなく、「歴史公文書の基準は何か」であるため、3県のような規定の仕方は難しい。
- ◇ 以上を理由に、国の考え方・基準に則り、「その他」を除く4項目を歴史公文書の定義・基準として提案する。

(神戸会長)

ただいまの説明について、御質問・御意見ございますか。

(瀬畑委員)

移管率については、書名のリストで判断をされていて移管率が2割とのことですが、割合ではなくて、部署ごとに何件の協議があってそのうち何件移管されたのかというデータをお示しいただくことは可能でしょうか。

それと、目録公開までの期間については、搬入の時期がバラバラだという説明でしたが、統計の数字としては難しいでしょうけれども、受け入れてからその文書が目録に載って公開されるまではだいたいどれくらいの期間がかかっているのでしょうか。また、どれくらいまでに公開しなければならないといった目安は、内部基準や規則などに定められているのでしょうか。

(事務局(文化財・生涯学習課))

移管の件数ですけれども、令和2年の例で言いますと、各所属から協議を受けた書名の件数が7,513件で、そのうち移管と回答をしたのが1,497件ということで、パーセントだと19.9%で約2割ということになります。部署ごとの件数では、協議は課ごとに行われておりまして、その数字はありますがどういたしましょうか。

(瀬畑委員)

この場で全ての課を読み上げるというわけにはいかないでしょう。こうした情報はきちんと文書で公開すべきだと思います。次回で構いませんので、一覧表を審議会に提出いただきたいと思います。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

わかりました。では次回、書面で提出させていただきます。

目録作成の件ですけれども、目安というか内規のようなもので、いつまでに目録を公開するかというものは、現在はないという状況でございます。先ほど年間500冊程度整理を進めていると申し上げましたので、月に直せば50冊程度ということにはなりますが、搬入されるタイミングが随時で量も多かかったり少なかったりしますので、なかなか期間ということでお答えするのは難しいです。

(瀬畑委員)

年度内には処理をするということは原則になっているのでしょうか。それとも年度をまたいで取り残しがある状況でしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

年度内に処理するというだけでもないです。受け入れたものから順次作業に入っておりまして、いつまでに作業を終わらせるという整理をしているわけではないです。

(瀬畑委員)

わかりました。公開までの日数の基準のようなものはどこかでルール化した方がよいと思います。

先ほどの回答の確認ですが、7,500件というのは協議に入ったものの件数ということでしょうか。県で1年間に廃棄される件数はそんなものではないと思いますので、実際には協議に入らずに廃棄されたものが大量にあるということだと思えるのですがいかがでしょうか。

また、教育委員会の方から移管してほしいと言ったものは移管されているのか、それとも結局移管しないこともあるのか、その辺りは仕組みとしてどのようなになっているのでしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

7,500余という数字は、協議を受けたもの、つまり各所属で不用と判断されたものといえますか、文書管理システムの中でその年に保存期限が過ぎたものの数で、一覧表の形で協議を受けている状況でございます。一覧にある書名の中には文書がない器だけのものもありまして、それとは逆に複数の簿冊があるものもご

ざいますが、実際には、2割程度移管という回答をしていますが、移管されてくる文書の量はそれよりも少ない状況にあります。

(瀬畑委員)

仕組みがよく分からないのですが、器だけで話をしている中身の重要性をあまり議論せずに移管の話が進んでいるのかなと思います。実際に移管される量が1年間で500冊というのは、過去の歴史館への移管量はもっと多かったはずですので、明らかに少なくなっています。きちんと機能しているのかという不安が今の話を聞いて更に募りました。

(依田委員)

7,500件の廃棄予定リストがあるということですがけれども、初めから移管する予定のものはこれとは別にあるのでしょうか。

また、目録公開に関してですが、年間500冊入ってくるものについて、処理が終わって目録が公開されるまでの期間はだんだん短くなっているのか、その辺りはいかがでしょうか。期間が長くなっているのであれば1年以上かかっているということでしょうし、長くなっていないのであれば1年未満で終わっているのだらうと思います。その辺りの状況を教えていただけますでしょうか。

(事務局(文化財・生涯学習課))

一つ目の御質問で、協議をいただいている書名のほかに元から移管前提のものがあるかということですが、今の仕組みの中では、不用決定されたものについて協議を受け、その中から移管が適当と思われるものについて移管と判断し、協議に対する回答としているところがございますので、こちらからの回答の時点で初めて移管という判断が下されることとなります。

(依田委員)

そうすると、初めから移管として申請されるものはないということでしょうか。

(事務局(文化財・生涯学習課))

はい。そのとおりです。あくまで協議を受ける段階では、不用決定されたということのみをもって協議を行っているということでございます。

二つ目の御質問で、期間の関係ですがけれども、先ほど年間の整理の量が500冊程度と申し上げましたが、これも歴史館に搬入されるタイミングにだいぶ影響される話でございます。例えば年度末に大量に搬入されてきた場合ですと、当然のことながら翌年度まで整理の作業が入ってしまうということでございます。順調に作業が進められるタイミングで搬入等が行われれば500冊程度ということでございますので、今はあまり年度内とか翌年度内には整理をという感覚で作業を

行っておりません。なかなか期間というものに関してははっきりお答えできなくて恐縮ですが、今はそのような状況でございます。

(三好委員)

書名が7,500件で移管が1,500件なので割合としては2割程度ということですが、これは年度によってかなり変動があるものなのではないでしょうか。また、現在は基準というものがなくて完全に実施機関の判断で移管の協議なり廃棄が行われているということではよろしいでしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

一つ目の御質問で、移管と判断した量の年度ごとの差ということですが、令和2年度が2割程度で、令和元年度と平成30年度が3割程度となっておりますので、若干の変動はあります。

二つ目の御質問ですが、協議を受ける書名のリストは、保存期間が過ぎて不用と判断されたものについてのリストでございますので、移管をするのか廃棄をするのかという判断は協議元の各課では判断していないことになります。

(三好委員)

そうすると、満了したものが機械的に出てくるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

はい。文書管理システムから保存期間が満了したもののリストが出力されてきますので、そのような解釈でよろしいかと思えます。

(伊佐治委員)

協議というのは、リストの段階で文化財・生涯学習課のどういうお立場の方が何人くらいで判断されているのでしょうか。また、リストでは分からないことは中身まで確認されることがあるのでしょうか。その辺りの根本的な仕組みはどのようなになっているのでしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

他県では、松本市でもそうかもしれませんが、廃棄される文書を全部どこかに一旦集め、移管するか否かを判断する部署が一つひとつ見るところもありますが、そういう整理をしているわけではなくて、一覧表で協議を受けて、その中の書名を見て判断しております。したがって、教育委員会の方で現物を見るということは、今はしておりません。

担当者何人であるということは、文化財・生涯学習課に協議をいただいて、歴史館の御意見を聞きながら判断をしているという状況なので、なかなかお答えしづら

いですが、課の中で決裁を取って判断をしているということでございます。

(神戸会長)

では、この件につきましては、先ほど御要望のありました協議の件数を、過去のものもということでしたので、可能であれば何年分か、部署ごとに御提示いただくということで御準備いただければと思います。

(瀬畑委員)

歴史公文書の選別をきちんと行うためには、評価選別をどのような仕組みで行うか、その仕組みがしっかりと機能しているかという実効性の部分が重要だと思いますので、今の仕組みがどうなっているかが分かる図を作ってください、次回御説明いただいた方がよいと思います。今日話を聞いていてもつかみきれないところがあるので、もしよろしければ今の移管・廃棄の仕組みを、今後それがどう変わるのかということも含めて、図示したものを出していただけないでしょうか。

(事務局 (文化財・生涯学習課))

はい。分かりました。

(神戸会長)

次回御準備をお願いいたします。

では、本日の資料の歴史公文書の定義のところについて、御質問・御意見ございますか。

(瀬畑委員)

まず前提の話ですが、県の条例では「歴史公文書」となっていて、国などのように「等」が付いていないですね。「等」が付いているのは、国の場合は地域資料、公文書ではないけれども地域にとって重要なものも合わせて法律の対象にするということだと思のですが、県の場合はこれを取ってしまっています。熊本県も取っていたと思いますが、なぜ取ってしまったのか御説明いただけますか。

(事務局 (情報公開・法務課))

瀬畑委員のおっしゃるとおり、本県の条例は「等」を付けていません。ですので、対象としているものは公文書ということになります。なぜかという点については、この場で御説明できるものを持ち合わせておりませんので、次回御説明させていただきますと思います。

(瀬畑委員)

分かりました。なぜ聞いたのかと言いますと、この「等」が入っているか否か

で、他県との比較が変わってこないかということをお聞きしたかったのです。個人的には、国等のことも考えると、本当は「等」があるとありがたいという意見です。特に歴史館が最終的に歴史公文書を受け入れることになったときに、今まで歴史館が持っている古文書等とどのように一体的に管理していくのか、つまり、この仕組みでは新しく入ってくるものだけが歴史公文書になり、これまでに移管されたものがどうなるのか、歴史館の中での資料の取扱い方が「等」が入っていないことによってかなり難しい判断になるのではないかという気がしています。ただそれは今更なので仕方ないとして、資料1－3にあるような他県との比較をしたときに、恐らくこの中では熊本県が「等」が入っていないで、他が「等」が入っているところだと思うのですが、入っているか入っていないかでこの基準は変えなくてよいという判断なのではないでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

「等」が入っている場合と入っていない場合の影響の話でございます。国の法律の逐条解説等を読むと、「等」というのは政治家の日記といったものが対象になるとのことですが、長野県につきましては「等」が入っていませんので、そういった私文書が対象にならないということになります。どうして公文書だけを対象としたかというのは、先ほど御説明させていただいたとおり再度確認させていただいて、次回説明をさせていただきたいと思いますが、今回の案については、「等」が付くか付かないかで影響はないと考えております。国では公文書にしても私文書にしても4つの視点から重要性を判断しているところがございますので、長野県も、私文書を対象としないというところは違うにしても、規定については公文書を対象として4つの視点から基準をもって判断するという点については変わらないと考えております。

(瀬畑委員)

分かりました。

資料1－2の(1)の「経緯を含めた…」という部分の解釈で、「将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書」とありますが、評価選別の問題として、「将来までを見据えて」というのは、誰が判断をするのでしょうか。もう一つは、(1)の部分は県民に対する説明責任に関わる部分だと思いますので、「県の重要な政策について県民に対して説明責任を果たせる文書」といった文言が入っていないといけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

一つ目の、誰が判断するのかという点についてですが、基本的にはこの基準に基づいて公文書管理規程に掲載する表を作成するわけですが、その表の中で、公文書を類型化しまして、こういう性格の文書については保存期間満了後に

移管とか廃棄とかいうことを決定していきたいと思います。

二点目ですが、申し訳ありませんが、どの部分に「県民への説明」を入れるというお話でしたでしょうか。

(瀬畑委員)

今の状態だと、残すかどうかの決定を、将来の県の公務員にとって役に立つか否かという解釈基準で行われかねないのではないかと危惧しております。実際には、この部分では県民に対する説明責任、つまり重要な政策についてはきちんと県民に対して説明できるように歴史公文書として残さなければならないということを行わなければいけないと思うのですが、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

瀬畑委員のお話も一理あるかと考えますが、県民への説明責任については条例の目的の中に入っておりますので、仕組み全体の中に既に踏まえていると考えております。今回の規則の規定は、歴史公文書の基準ということで、より具体的なフェーズの中で表現したらどうかという考えの下に作っておりますので、今の案の中に県民への説明責任の文言が入っていないというのはそのとおりでございます。そこは入れた方が分かりやすいという御意見であれば受け止めたいと思います。

(三好委員)

説明責任の話が出ていますけれども、これは条例の目的の最たるものですので、これをキーノートとして運用していかなければならないのは言わずもがなだと思います。そのためにこうした基準を作っているのだという前提で運用されなければいけないのだと思いますので、それを共通認識として進めていくのは当然だろうと思います。書き方の問題はこだわる必要はないと思います。

少し気になったのは、資料1-2の解釈を何か指針のような書き物にして残すことはお考えなのかということです。規則の「重要な」という文言だけでは分からないのでこのような解釈基準を挙げているのだと思いますが、これはどういう形態で今後整理していかれるのでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

国や他県の例を見ますと、これらはガイドラインに記載があります。しかし、本県の場合はガイドラインを作成しないことは以前から申し上げているところで、今のところは、公文書管理規程にも、先ほど申し上げた移管・廃棄の基準や保存期間を定めた表は掲載する予定ではあるものの、この解釈の部分を記載する予定はありません。ただ、現時点で考えているのは、公文書管理規程の表だけではなかなか判断しきれない部分が必ず出てきてしまいますので、更に細かく分

かりやすく膨らませたものを、規程ではないですけれども、通知なりの運用の部分で作成したいと考えておりまして、そこには資料1-2の解釈も加えて、こういう種類の文書は移管しましょうとか廃棄でいいですよということを示したいと考えております。

(三好委員)

ガイドラインの類は作らないというのはどういう理由でしょうか。ガイドラインは法令や条例の解釈基準になりますので、何らかの形で基準として明示されたものがないと、運用だけではそれ自体が曖昧になってしまう可能性があるのも、ある程度公定力を持った解釈基準を示した方がいいと思います。ガイドラインの類あるいは規程でそういうものを作っていくお考えはないのでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

解釈については通知等に記載するのですが、規程は公文書管理規程という形で審議会にお諮りして別途作成します。細かな解釈については、職員向けに説明できる何らかのものは考えておりますけれども、ガイドライン的なものは今のところ作成しない予定でございます。

(三好委員)

分かりました。ガイドラインと呼ぶかどうかはともかくとして、何らかの訓令で明記しておく必要があるだろうと思います。事実上ガイドラインを作るのと同じように、ここに挙げられた解釈の考え方自体が曖昧にならないような形態で作っておく必要があると思います。

(事務局 (情報公開・法務課))

定めるレベルにつきましては、審議会にお諮りする公文書管理規程も訓令ですので、レベル感として同じ訓令で定められるかということも含めて検討させていただければと思います。

(三好委員)

検討よろしく申し上げます。

(神戸会長)

ガイドラインではないけれども、何らかの指針となる基準は作成し、職員に向けて示されるということによろしいでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

はい。

(神戸会長)

先ほど、別表的なものは規程の中に入るという話がありましたが、国のガイドラインでも保存期間満了時の措置をどうするかを業務単位等で定めた表がありますが、そういったものは規程の中に入れるという前提で、それについては次回以降こちらで検討することになるのでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

審議会へお諮りさせていただきます。

(伊佐治委員)

先ほど文化財・生涯学習課の方から「松本市ではやっていると思いますが」とおっしゃっていただいたのですが、実は松本市も公文書館を作って、現用文書として各課が保有しているものを保存年限が切れたときに一旦全量移管して、公文書館の専門知識を持った職員と市長部局で管理をしている者が協議をしてやることにはなっておりますが、実際そこがうまく機能していないというのが現状です。専門的な知識を持って将来を見据えた文書の価値を判断する、今はただの文書だけれども 50 年後には必要になりそうだという細かい判断をしていくことが、後世に重要な文書を残していく上で大切な部分になると思いますが、同じ程度の知識・知見を持った方がずっといられるわけではないですし、その人が一人でできるわけでもありません。スタッフを拡充してもその人たちが同じレベル感でできるかという、なかなか難しいと思います。なるべく偏りなく、客観的で公正な選別をして残していくことが一番大切な部分だと思いますから、先ほどのような人員体制も必要ですし、代や人が変わっても一定程度の判断ができるようにという点で、歴史公文書の解釈が大切になると思います。瀬畑委員がおっしゃるように、行政内部だけではなくて、県はこういう視点で残している、公正な観点で残しているということを県民に対しても明らかにするためにも、大切にしていく必要があるのではないかと考えます。

(事務局 (情報公開・法務課))

県民への説明責任ですとか、これが将来の県民の財産になるということはおっしゃるとおりかと思えます。本県の条例の仕組みとして想定しているのは、資料 1-1 にありますとおり条例の施行規則でこういう基準を書かせていただきまして、この基準に基づいて、今後お諮りいたします公文書管理規程の別表の中で公文書を類型化し、例えばAの類型であれば移管というように、移管するものと廃棄していいものをあらかじめ決め、その公文書管理規程の表に沿った形で文書管理していくというものです。そのため、選別というよりはその仕組みの中である程度自動的に移管か廃棄かを決めていくこととなります。また、そこで廃棄となったものにつきましても、実際に廃棄する際には公文書審議会にお諮りして、本当に廃棄してよいのか御確認いただいた上で廃棄するという仕組みを考えており

ます。

(依田委員)

資料1-2の解釈についてはガイドラインも作らなくて規則・規程にも載らないということですが、これがこの審議会資料だけの提示で終わるのではなく、何らかのマニュアルみたいなものに載って後々まで残っていくことをお願いしたいと思います。

別件ですが、(1)から(4)については今回示されたもので文言自体は国とほぼ同じ書き方なので意見はありませんが、他県には(5)があるところを見ますと、記載の仕方はいろいろありますが、この意図としては(1)から(4)に記載されたものだけではどうしても読めないものが出てきた場合、それを救えるものとして(5)を置いているのだと思います。そうしたときに、例えば今後、各実施機関の公文書管理規程が審議されると思うのですけれども、そこで文書類型ごとにそれぞれ移管とか廃棄とか決めていくときに、あるいは来年度以降、文書を廃棄するに当たってこの審議会での廃棄してよいか審議するときに、どうしてもこの(1)から(4)に当てはめることのできないもので、どうしても移管にした方がよいものが仮に出てきた場合はどうするのでしょうか。基準に当てはまらないから移管はできないということになるのでしょうか。その辺りの考え方を教えていただけますか。

(事務局 (情報公開・法務課))

この案で読むことが困難と思われるものをどうするかという御質問ですが、(3)や(4)には「何々等に関する情報」という言い方で、「等」を入れておりますので、これらの中に含めて判断したらどうかと考えております。

(神戸会長)

これらに該当しないものは想定しにくく、万が一あったとしても解釈で賄えるのではないかとということでしょうか。

依田委員いかがでしょう。国の方でも関わられているかと思いますが、そのような例は出てくる可能性はあるということでしょうか。

(依田委員)

国ではこの基準に沿ってやっていますし、(5)はないので、どうしてもこれに当てはまらないものというのは今のところ出てきてはいないですけれども、将来出てきたら考えなくてはいけないと思います。先ほど言われたように、「等」で読むのがどこまで通用するかということになりますが、他の委員の考え方もお聞きしたいところです。

(神戸会長)

「その他」の5つ目の基準を入れるかどうかについて、委員の皆さんはいかが

でしょうか。

(三好委員)

例えば高知県や三重県については「その他」の部分があって、「公文書その他の文書」としております。公文書を例として文書全般を指す規定ぶりになっておりますので、当然私文書なども入ってきて、政治家の重要な日記などもここで読み込むこととなります。「その他の文書」となっていた方が、遊びができて作りやすのかなと思います。今の長野県の考え方ですと公文書に限るということで、これも一つの考え方ではありますが、どこまで考えるかというのは議論の余地があるのかなと思います。

それと、少し戻りますが、長野県の文書規程が訓令として統一的なものとして今あると思いますが、これの別表に、先ほどの歴史公文書の解釈基準のようなものを付け加えるということは技術的に可能なのでしょうか。その辺りも併せて教えていただけますでしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

一つ目の、他県の(5)の書き方の話ですけれども、私たちが今どう考えているかと言いますと、「公文書その他の文書」の「その他の文書」というのは私文書であろうと考えておりまして、長野県の場合は公文書だけを条例上対象としておりますので、この規定はいらないのだろうと考えます。それから、「歴史資料として重要な情報が記録された公文書」という表現をしているところは、当初の説明のとおり、そもそも重要な公文書の基準を定めておりますので、できるだけこの4つの類型を明確にしようという判断で書いたものでございます。

二つ目の、解釈を規程に入れられるかどうかということですので、技術的にできないということではございません。

(三好委員)

そうしますと、先ほど伊佐治委員から御指摘ありましたように、担当者は3年ごとに異動していきますし、全くの素人が来てその事務を担当するようになることも避けられませんので、初任者から見てもある程度マニュアル的に活用できるようなものを、何らかの形で、一覧性のあるもので、例えば規程に入れておくことを御検討いただくといいかなと思います。

(事務局 (情報公開・法務課))

御意見のとおり、先ほどもお約束しましたが、レベルの関係は私どもの方で検討させていただきたいと思います。いずれにしても後世の職員が確認できる形で、何らかの形で残す前提で検討させていただきたいと思います。

(神戸会長)

「その他」の部分を入れるかどうかということについては、条例上、私文書は対象ではないということになっていきますので、「その他の文書」というのは難しいのかなと思いますが、4つの類型以外の部分を、先ほど依田委員がおっしゃったように、何か当てはまらない可能性があって入れておく必要があるのかどうかという辺りは議論の余地があるかと思います。ただ、高知県や三重県の規定に準ずるように考えると、先ほど事務局から御説明があったように、「歴史資料として重要な情報が記録された公文書」とするのは、定義すべきことをそのまま規定の中に入れる形になってしまうので、確かに規定の仕方が難しい部分があると思います。また、具体的に4つの類型以外のものを今想定してみると、解釈でいずれかの類型の中に入れられるように思いますので、このままだでもあまり不都合はないのかなという感じはしておりますが、他の委員はいかがでしょうか。

(瀬畑委員)

私は(5)は熊本県のように入れた方がよいと考えております。やはり、この4つの類型にあてはまらないけれども重要なものが出てきたときに、(3)と(4)の「等」で処理するのはどうかと思います。(3)は社会環境・自然環境等ですし、(4)は歴史・文化・学術・事件等に関する重要な情報ということですので、入れるなら(4)ということになるのでしょうかけれども、かなり無理な解釈にならないか気になります。それともう一つ、熊本県が入れているように、重大な事項に関しては包括的に保存できるということを、きちんと施行規則に入れた方がよいと思います。確かに国は入っておりませんが、国はガイドラインにその部分がきちんと規定されていて、内閣総理大臣決定だっただと思いますけれども、東日本大震災関係とか〇157とかそういった事項を、国のガイドラインの別表にある普段やっている移管・廃棄の基準を超えて、移管しなければいけないものを包括的に指定できるという規定があって、実際に機能もしています。ガイドラインを作らないということである以上、そういう指定を知事ができるような法的な根拠、日常的な解釈をしている(1)から(4)ではなくて、非常時に更に包括的に保存するよう知事が命令できる根拠になるような条文を規則の形で入れておくことに意義があると思いますし、それが正に(1)から(4)に収まらない部分なのだと思いますので、(5)にきちんと入れた方がよいと思います。

それと、歴史公文書の解釈については、先ほどから三好委員がおっしゃっているように、規則とか規程に入れた方がよいというのは私も賛成です。県民への説明責任に関わる話ですし、そういうものに入れておかないと、簡単に内部の論理で解釈が変えられてしまう危険性や、公表されず日常的に誰でもすぐに見られる状況に置かれる可能性があります。県民への説明責任が問われるということは先ほどからずっと議論されていることですので、できる限りきちんと規則や規程の中に位置付けられる必要があると思います。

(伊佐治委員)

通常の行政でこうした例規等を作る場合に、例えば「その他市長が特に認めた場合」といった項目を設けるなど、ルールではないですけれども、先ほど御意見ありましたように、遊びの部分と言いますか、想定外のことを想定してあらかじめ作っておくということを私どもはやっております。消極的な意見かもしれませんが、そういった意味で「その他」のところは設けておいた方がよろしいのではないかと思います。環境や歴史文化の「等」に入れるのに迷うようなものは「その他」で拾った方が、逆に県民からすれば分かりやすいのではないかと思います。例えば今のコロナの対応については50年経てば歴史になると思いますが、緊急事態で県民生活に大きな影響を及ぼすものは、どこにも入らなければ一旦「その他」で残せる規定にしておいた方がよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

「その他」の部分で幅を持たせたほうがよいのではないかという御意見が多数のようですけれども、事務局の方で再検討していただくことは可能でしょうか。

(事務局 (情報公開・法務課))

もう一度、検討させていただきます。

何点か確認させていただきたいのですが、熊本県が規定している内容と、他の3県が規定している内容とは意味合いが異なっておりまして、瀬畑委員の御意見は熊本県のように包括的に移管できる規定を置いた方がよいのではないかという御意見と受け取ったのですが、(5)を入れるとした場合に、どちらの形をとるべきかというのが一つと、もう一つは、これらは規則で基準として規定するのですが、これとは別に公文書管理規程という訓令も定める予定でおります。その訓令の中では、国のガイドラインと同じような形で、あるいは熊本県の(5)と同じような形で包括的に移管する規定を設けることも可能かなということは検討の中でしていたところです。そこの2点について、委員の皆さんのお考えをお聞かせいただけますか。

(神戸会長)

(5)を設けなくても、何らかの形で、先ほど瀬畑委員がおっしゃった包括的に移管すべき事案を例示するようなことが可能だということになりますか。

(事務局 (情報公開・法務課))

包括的に移管する事案を(5)とは別の形で規定することは可能です。

(瀬畑委員)

熊本県を例に挙げたのは、たまたま歴史公文書に「等」が付いていなかったからです。遊びを作るのであれば曖昧に書いてあった方がよいので、滋賀県等の書

き方でも構わないのですが、いずれにしても国と同じように包括的に知事が指定すれば保存できるようなことは、仕組みとしてきちんと作っておいた方がよいと思います。例えば一昨年の千曲川氾濫の件は将来的にも残すべきだと思いますし、普段であれば捨てているような文書でも、あの場合は包括的に残した方が、今後もし似たようなことが起きるかもしれませんので、何らかの形で残せるような法的な仕組みを作っておいた方がよいと思います。表現の仕方としては、熊本県の場合はかなり限定されている印象を受けますので、それ以外の県のようにもっと広くとらえてもいいのかなと思います。

(三好委員)

熊本県が「その他」でイメージしているのは熊本地震のようなもので、正にそういった大きな事象をとらえて「その教訓が将来に生かされる」といった文言を入れているのだらうと思います。国の場合は歴史的緊急事態というものがガイドラインに示されていますので、ひとつの典型的なものとしてはそういったものが「その他」に入ってくるのかなと思います。どのように残すかというのは技術的な問題もありますが、いずれにしても、高知県や三重県のような書き方で規程なり何らかの形で分かるようにしておくのがよいと思います。

(依田委員)

国の場合はガイドラインがありまして、このガイドラインに沿って各省の文書管理規則ができています。そこにはまず業務単位、例えば法律、政令、閣議といった事項の移管・廃棄の基準が並んでいて、それとは別に、政策単位での移管指定があります。政策単位で重要な事項であれば移管になるというもので、例えば東日本大震災などがあり、コロナの関係もそれに当てはまります。国ではそうした業務単位とは別に政策単位で移管ができるという規定がガイドラインや各省の規程にありますので、そういう書き方をすれば県の規程でもそういうものを移管することはできますし、現に高知県の公文書管理規程には政策単位の規定が入っていますので、その辺は問題ないと思います。やはり、書くとしたら熊本県ではないパターン、滋賀県や高知県、三重県のパターンがよいと思いますが、書き方には検討の余地があるかと思います。

(神戸会長)

滋賀県、高知県、三重県のように予備的・補完的な意味合いでの(5)を追加すべきではないかというのが大方の委員の御意見かと思います。またそれとは別に、政策単位で包括的に残すものを指定できるように、基準として何らかの形で示せる方法を御検討いただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ではこの点についてはそのようにしたいと思います。

他に歴史公文書の定義の件について御意見のある方はいらっしゃいますか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、歴史公文書の定義については(1)から(4)については事務局提案のとおりとし、(5)については次回までに御検討いただくということでお願いします。

本日の審議は以上とさせていただきます。

(2) その他

《次回の日程調整》

○ 令和3年7月12日(月)、松本合同庁舎で午前10時から2時間程度。

(神戸会長)

本日の会議事項は以上になりますが、事務局や委員の皆さまから何かございますか。

(依田委員)

今回の歴史公文書の基準に沿って、今後、各実施機関の公文書管理規程が作られて、別表で移管や廃棄ということが示されることになるとと思いますが、それに当たってはなるべく早めに規程案を私たちにお見せいただいて、検討する時間をより多くいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(神戸委員)

では、早めに御提示いただくということでお含み置きいただければと思います。本日の会議を終了します。

3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和3年6月14日

長野県公文書審議会 会長